

パブリックコメント手続きの流れ

政策等の案の策定

- ① 市の基本的な政策を定める計画、個別の分野における施策の基本方針、その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- ② 市政の基本的な制度又は方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
- ③ 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- ④ 実施機関がパブリックコメント手続きを実施することが適当であると認めるもの

案の公表

- 案の趣旨・目的
- 案の概要
- 関連資料

公表の方法

- 市のホームページへの掲載
- 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布
- その他（広報紙など）

1月程度

意見受付

書面提出・郵便・電子メール・ファクシミリ
その他実施機関が適当と認める方法
※住所・氏名を明記

提出された意見を考慮

意見を取り入れる場合

意見に基づき案を修正

政策等の意思決定

※条例など、議会にかける案件の場合

結果の公表

- 提出された意見の概要
- 意見に対する実施機関の考え方
- 案を修正したときは修正内容

議会提案・議決

政策等の実施・執行